

**年末年始の交通安全県民運動
12月10日(月)～1月3日(木)**

～住みよい山口 いつも心に 交通安全～


年末年始は、物流による社会経済活動が活発化し、帰省やレジャーに伴い人の動きが広範になります。交通量の増加に伴って、重大事故の多発が懸念されることから、一人ひとりが交通ルールを遵守し正しい交通マナーを習慣づけることにより、交通事故を防ぎましょう。

【重点目標】

- 高齢者の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 早朝、薄暮時の交通事故防止
- 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

**多重債務者向け
無料法律相談会**

- ◇とき 12月15日(土) 10:00～16:00
- ◇ところ 山口県弁護士会館
- ◇内容
法律専門家による無料法律相談
①面接による法律相談(事前予約制)
※県庁県民生活課に電話で予約してください。(☎ 083-933-2608)
※定員 48人になり次第締切ります。
②電話による法律相談
☎ 083-920-2290 (当日のみ)
- ◇予約受付期間
12月3日(月)～14日(金) 9:00～17:00
- ◇問い合わせ先
県庁県民生活課(☎ 083-933-2608)
消費生活相談窓口
(市商工労働課内 ☎ 82-1150)



固定資産税(償却資産)の申告について

◆問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎ 82-1127

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。対象となる人は毎年1月1日(賦課期日)現在で所有している償却資産について、税務課まで申告の義務があります。

なお、平成20年度の申告書の提出期限は、1月31日(木)です。

課税対象にならないもの

- ①耐用年数が1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの
- ③取得価格が20万円未満の資産で、3年以内一括して均等償却するもの
- ④自動車税および軽自動車税の対象となるもの

※②、③の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは、課税の対象となります。

新年互礼会

- ◇とき 1月4日(金) 11:00～
- ◇ところ 文化会館小ホール
- ◇会費 1,500円
- ◇申込期限 12月18日(火)
- ◇申込方法 申込先に備え付けの申込用紙に会費を添えて申し込み
- ◇申込先
総務課、総合事務所地域行政課、南支所、埴生支所、公園通出張所
- ◇送迎バス
10:00 商工センター発
10:00 埴生支所発
10:15 市役所発
- ※席に限りがあります。あらかじめご了承ください。
- ◇問い合わせ先 総務課(☎ 82-1121)

**中小企業勤労者
小口資金貸付制度**

- ◇対象 中小企業勤労者で県内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤務している人
- ◇貸付資金使途
大学教育資金、育児・介護休業資金、冠婚葬祭・療養・災害資金、生活向上資金
- ◇貸付限度額 70～300万円
- ◇貸付期間 3～10年以内
- ◇貸付利率 年利2.0～2.5%
※別途保証料が必要です。
- ◇申込先
中国労働金庫(☎ 83-2268)
- ◇問い合わせ先
商工労働課(☎ 82-1150)

冬のエコスタイル・エコドライブキャンペーン

平成19年12月1日～平成20年2月29日

12月は「地球温暖化防止月間」です。地球温暖化防止のため、国では「めざせ、1人、1日、1kgCO2削減」の国民的運動を推進しているところですが、県でも、この運動と連携して「エコスタイル・エコドライブキャンペーン」を実施します。



【取組み内容】

- エコスタイル(ウォームビズ): 着るものを工夫し、暖房の設定温度を20℃にしましょう。
- エコドライブ: 駐停車時は、アイドリングをストップしましょう。
- ノーマイカー通勤: 公共交通機関等での通勤日を増やしましょう。
- その他: 節水節電をしましょう。買い物にはマイバッグを持参しましょう。